



平成25年5月20日

各 位

上場会社名 アルパイン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 宇佐美 徹
 (コード番号 6816 東証第1部)
 問合せ先責任者 常務取締役 管理担当 甲斐 政志
 TEL (03)3494-1101(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成25年6月20日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 将来、社外取締役を選任した場合に備え、そして社外監査役が、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるように、また広く適任者を得るための環境整備として、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条及び第36条)
 なお、定款第27条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、社外監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第30条)
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (条文記載省略) (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第18条～第26条 (現行どおり) 第27条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第27条～第28条 (条文記載省略) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第29条 (現行どおり) 第30条 (補欠監査役の選任の効力) <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第29条～第33条 (条文記載省略) (新設)	第31条～第35条 (現行どおり) 第36条 (社外監査役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第34条～第39条 (条文省略)	第37条～第42条 (現行どおり)

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成25年6月20日(木)
 定款変更効力発生予定日 平成25年6月20日(木)

以 上